へき地・季節保育所の保育料の見直し及び統廃合の方針（案）

１　へき地保育所及び季節保育所の見直しに至る経緯

(1)現在の運営状況概要

本市のへき地保育所及び季節保育所（以下「へき地・季節保育所」という。）は，農山村地域における保育を要する幼児その他の児童の保育の確保及び子育て支援の役割を担っており，へき地保育所が６施設，季節保育所が９施設設置されている。保育所の施設運営及び管理については，旭川市へき地保育所及び季節保育所条例に基づき，平成 18 年度から公募によらない指定管理者（一般財団法人旭川保育協会）を指定し，運営管理している。

(2)旭川市行財政改革推進プログラムと通年制保育園の今後の方針

へき地・季節保育所は，通年制保育園条例に基づき設置されている通年制保育園とともに，平成 18 年 10 月策定の「旭川市行財政改革推進プログラム（改訂版）」から平成 28 年５月策定の「旭川市行財政改革推進プログラム 2016（平成 28 年度～平成 31 年度）」に至るまで，見直しの対象施設となっており，このうち通年制保育園については，平成 27 年３月策定の「旭川市通年制保育園の今後の方針」に基づき，民間事業者の運営する認定こども園への移行を進めながら，平成 30 年３月末をもってすべての通年制保育園を閉園することとしている。

(3)子ども・子育て支援新制度との関係

へき地・季節保育所についても，地域の就学前児童数や保育ニーズに関しての調査や各へき地・季節保育所長への聞き取りなど，見直しに向けた検討を行ってきた。

平成 27 年４月に本格施行した「子ども・子育て支援新制度」において，従前の「へき地保育所」は，地域型又は施設型給付の対象となることが基本とされたものの，本市のへき地・季節保育所については，入所児童数，入所児童の年齢，保護者の就労状況，施設・設備の制約や地域事情などから，認可保育所等に移行することは難しい状況にあると判断した。

(4)子ども・子育て審議会への諮問とその答申

へき地・季節保育所が，市立の認可外保育施設という機能を維持し，農山村地域における子育て支援の一端を担っていくためには，施設の在り方などの見直しが急務であるとして，旭川市子ども・子育て審議会に平成 29 年 1 月 17 日付けでへき地・季節保育所の今後の在り方等を諮問し，同日付けで，平成 30 年度からの通年化（桜岡へき地保育所，東鷹栖第２季節保育所及び千代ヶ岡季節保育所は平成 29 年度からの通年化)をしようとする本市の考え方は妥当である旨の答申を受けた。また，保育料の見直し及び統廃合の方針については，継続して審議するために，部会を設置したところである。

２　農山村地域の保育の在り方

へき地・季節保育所は，設置当時から農山村地域で生活を営む農業者などを支援するための保育施設として機能していたが，近年，農山村地域の子育て世帯の減少や保護者の就労状況の多様化などにより，利用児童数の減少が進んできた。利用児童数の減少に伴って，休所する施設がある一方で，各施設においては，保護者の就労状況により多様化する保育ニーズに応える形で運営を継続してきており，平成 29 年度から３施設において，利用児童の保護者や地域からの要望に応え，認可保育所等と同様に通年での保育を実施し，残りの施設については平成 30 年度からの通年保育の体制を予定している。

今後は，農山村地域のコミュニティの維持と地域の活性化に配慮し，子ども達が，同年齢及び異年齢の集団の中で過ごすことができるような保育環境を維持し続けられるよう施設の集約化などを図りながら，農山村地域の保育サービスの提供を継続していく。

３　保育料の見直しの考え方

へき地・季節保育所の保育料については，現在 8,200 円の定額（生活保護受給世帯等を除く。）としているが，へき地・季節保育所を平成 29 年度から利用児童の保護者や地域からの要望に応え，順次，認可保育所等と同様の通年保育としていくこ

とから，認可保育所等の利用者との公平性を考慮し，世帯の市町村民税額に応じて応能負担としている認可保育所等の階層区分を用いた見直しを検討することとする。認可保育所等の階層区分などと同様（※）とすることで，利用者が利用施設を検討する際に，保育料の比較を容易にできるという利点もある。

また，保育料の額については，へき地・季節保育所を安定的に継続して運営でき，かつ，認可保育所等の保育料と公平性が保たれるよう，今後実施していく統廃合も見据えながら，一定程度の利用者負担を設定するものとするが，階層区分ごとの保育料の額については，認可保育所等とはサービス内容が異なるため，認可保育所等の利用者負担額より，低廉となるよう設定することとする。（別紙参照）

なお，現に入所している児童に係る保育料については，一定期間の激変緩和措置を講ずることも検討する。

※認可保育所等の階層区分などと同様とは，次の保育料の算定の考え方も含む。

ア　保育料の算定（市町村民税の課税状況で決定し，算定に用いる課税年度は毎年 9 月に更新）

イ　保育料を決定する課税額（保護者及び保護者と同居している扶養義務者（子どもから見た民法上の扶養義務者であって，家計の主宰者である者をいう。）の課税額の合算額により決定）

ウ　市町村民税の所得割額（調整控除以外の税額控除の適用前の額）

エ　多子軽減について

オ　ひとり親世帯等に対する軽減

４　統廃合の方針

へき地・季節保育所の所在する農山村地域においても，一定の保育ニーズが存在しており，行政として農山村地域においても保育サービスを維持していくことが必要であるとの考えの下，へき地・季節保育所に入所する児童の保護者及び所在する地域の市民委員会などの関係者の理解を得ながら，次に示す考え方により，統廃合を進めていくものとする。

なお，現在のへき地・季節保育所の指定管理期間を平成３２年度末までとしていることから，同年度末を目途に地域の関係者などに丁寧な説明を行いながら，具体的な統廃合を進めていくものとする。また，統廃合に当たっては，旭川市公共施設等総合管理計画推進方針（平成 29 年１月策定）などの他の方針又は計画等との整

合性を考慮するものとする。

(1)　廃止の方向で検討するへき地・季節保育所

市街地に隣接し，認可保育所等を利用する際の交通事情などと大きな違いがない地域に所在するへき地・季節保育所は廃止の方向で検討する。なお，廃止する際の代替策として，廃止した地域の住民が，認可保育所等を利用する際には，優先的に利用できる扱いなどを検討することとする。

(2)　統合の方向で検討するへき地・季節保育所

地域の児童数が著しく少ないなどの理由により単独では，一定程度の集団の中での保育サービスの提供ができないと考えられるへき地･季節保育所については，近隣のへき地・季節保育所との統合を検討する。統合の検討の際には，地域設定の考え方を持ち，その地域内に保育サービスを継続させるよう検討していくこととする。また，統合を行ったことにより地域内に居住する方で送迎に要する時間が増えることも考えられるため，その対応についても検討することとする。

(3)　公共施設などとの再編

へき地・季節保育所については，公共施設などとの複合化を図ることで，地域住民との交流など保育内容を充実することができるため，地域内にある公共施設などとの再編を検討する。この検討においては，平成３３年度以降においても継続することとする。

５　へき地・季節保育所の名称

へき地・季節保育所は，通年化を図ることや国の定義づけがなくなっていることなどから，今回の見直しに合わせて，実態に即した名称とすることする。今後は，へき地・季節保育所を一定の地域のために必要な保育所として位置づけ，存続させることから「地域保育所」という名称で検討する。

また，各へき地・季節保育所については，〇〇へき地（季節）保育所を〇〇保育所という名称で検討する。